



平成 29 年 9 月 8 日

各 位

会社名 扶桑電通株式会社
代表者名 代表取締役社長
児玉栄次
(コード：7505、東証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長
有富英治
(TEL. 03-3544-7211)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 9 月 25 日(月)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 50,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 2,649 円
(4) 処 分 総 額	132,450,000 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議いたしました。（本制度の概要につきましては本日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）

本自己株式処分は、本制度の導入に際し設定される当社株式の保有および処分を行うため資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本制度の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間（当初5年間）に対応するものとして当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、平成 29 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 1,740,245 株に対し 2.87%（小数点第3位を四捨五入、平成 29 年 6 月 30 日現在の総議決権個数 14,229 個に対する割合 3.51%）としております。

※信託契約の概要

株式給付信託（J-ESOP）契約の内容

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に交付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、 資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
信託管理人	当社内の従業員より選定 本信託は、信託管理人からの指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使します。 信託管理人は従業員の意見を集約し指図を行います。
信託契約日	平成 29 年 9 月 25 日（予定）
信託設定日	平成 29 年 9 月 25 日（予定）
信託の期間	平成 29 年 9 月 25 日（予定）から信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、J-ESOP が継続する限り信託は継続します。）
制度開始日	平成 29 年 9 月 25 日（予定）

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間（平成29年8月8日から平成29年9月7日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である2,649円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヶ月としたのは、直近3ヶ月、直近6ヶ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、処分価額2,649円については、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の終値2,699円に対して98.15%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヶ月間の終値平均2,663円（円未満切捨）に対して99.47%を乗じた額であり、あるいは同直近6ヶ月間の終値平均2,652円（円未満切捨）に対して99.89%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会（常勤監査等委員である取締役1名および監査等委員である社外取締役2名）が、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上